

千葉県報

定例
令和6年6月28日

第13951号

千葉県報

令和6年6月28日(金曜日)

主要目次

○	千葉県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	一
○	旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	一
○	公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則	一
○	千葉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則	二
○	告示	二
○	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	二
○	県営土地改良事業計画の変更	二
○	道路区域の変更	三
○	道路の供用開始	三
○	道路の占用を制限する区域の指定	三
○	自転車歩行者専用道路の指定	三
○	公有水面埋立てについての免許の出願	三
○	地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託	五
○	議事告示	五
○	千葉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程	五
○	特定調達公告	五
○	入札公告	五
○	落札者等の公告	七

規則

千葉県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年六月二十八日

千葉県規則第四十八号

千葉県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県小規模水道条例施行規則（昭和五十五年千葉県規則第二十七号）の一部を次のよ

千葉県知事 熊谷 俊人

うに改正する。

第二条第二項中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十九号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和六十二年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する法令」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十号

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（平成十五年千葉県規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表の一の項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十一号

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則(平成十五年千葉県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表の一の項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十二号

千葉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土採取条例施行規則(昭和四十九年千葉県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の十二中「八センチメートル、横六センチメートル」を「六センチメートル、横四センチメートル」に改め、「。以下同じ。」を削る。

第一条の十四中「写真」の下に「(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千葉県土採取条例施行規則第一条の十二又は第一条の十四の規定により令和六年において受験願書又は再交付申請書に添えて提出する写真については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

告

示

千葉県告示第三百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年千葉県告示第百七十四号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出

をしなければならない区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定を解除する区域 袖ケ浦市中袖三番一の一部(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

四 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壌汚染対策法第十一条第一項に該当しないことが判明したため。)

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、八千代市の一部を受益地域とする県営桑納川地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

縦覧に供する書類の名称

一 県営桑納川地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年七月一日から七月二十九日まで

三 縦覧場所

八千代市役所

千葉県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和六年六月二十八日から三週間、縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸野田関宿自転車道線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
流山市加五丁目一、五〇九番一地先から下花輪字権八四二番一地先まで	前 後	四・二〇メートルから九・七七メートルまで 八・四〇メートルから一七・六〇メートルまで	一九四・〇メートル 一九四・〇メートル

千葉県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年六月二十九日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和六年六月二十八日から三週間、縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用の開始の区間
県道松戸野田関宿自転車道線	流山市加五丁目一、五〇九番一地先から下花輪字権八四二番一地先まで

千葉県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、海匠土木事務所及び山武土木事務所において、令和六年六月二十八日から二週間、縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域
- 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日
令和六年七月一日

千葉県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路の指定をする。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和六年六月二十八日から三週間、縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸野田関宿自転車道線
- 三 指定する道路の区間
流山市加五丁目一、五〇九番一地先から下花輪字権八四二番一地先まで
- 四 指定する期日 令和六年六月二十八日

千葉県告示第三百六十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の申請があった。

その関係図書は、令和六年六月二十八日から三週間、千葉県県土整備部港湾課及び銚子

土木事務所において縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
名称 千葉県
住所 千葉市中央区市場町一番一号

代表者の氏名 千葉県知事 熊谷俊人

代表者の住所 千葉市中央区都町一丁目七番一号

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置 銚子市犬若一一、三一八番の一、一一、三二〇番、一一、三二六番から一

一、三二八番まで、一一、三二九番の一及び潮見町五番の三に隣接する無番地先国有海浜地内並びに同地先の公有水面、潮見町五番の一及び五番の七地先国有海浜地内並びに同地先の公有水面並びに潮見町五番の六地先の公有水面

(二) 区域

(1) 区域1

次の①の地点から⑭の地点までを順次直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 国土地理院一等三角点「高神村」(北緯三五度四二分二秒七五七
一、東経一四〇度五一分二秒四二二〇) から二二五度九分一八秒
一、三一六・五〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三四三度八分一六秒八三・六六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から七三度八分一六秒〇・八〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四三度八分一六秒一・三〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から七三度八分一六秒二六二・二六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一八九度二四分八秒四三・二二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一九二度一分三〇秒四一・四〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二〇一度二〇分九秒三二・三四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二〇五度〇分四秒二九・九六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二五二度二分五八秒一二・九九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三四二度二九分三二秒一・九九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二五二度一分四八秒二五・四五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三四一度九分四二秒二・一二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二五二度四分一一秒三〇・四二メートルの地点

(2)

次のあの地点からこの地点までを順次直線で結んだ線及びこの地点とあの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

あの地点 国土地理院一等三角点「高神村」(北緯三五度四二分二秒七五七
一、東経一四〇度五一分二秒四二二〇) から二二二度四三分三六秒
一、〇三五・〇四メートルの地点

- この地点 ⑭の地点から三四三度二七分四〇秒二・〇〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から二五一度五七分二五秒一五・九七メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から二九五度五七分二三秒四・三四メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から三四一度二五分三五秒三二・九九メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置 銚子市犬若一一、三一八番の一、一一、三二〇番、一一、三二六番から一

一、三二八番まで、一一、三二九番の一及び潮見町五番の三に隣接する無番地、犬若一一、三二八番、潮見町五番の一から五番の七まで並びに一五番地先の公有水面及び陸域

(二) 区域

次のアの地点からシの地点までを順次直線で結んだ線及びシの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 国土地理院一等三角点「高神村」(北緯三五度四二分二秒七五
七、一、東経一四〇度五一分二秒四二二〇) から二二六度四四分五
七秒一、四〇六・八二メートルの地点
- イの地点 アの地点から三三三度八分四六秒五〇七・六八メートルの地点
- ウの地点 イの地点から六三度六分五四秒八一・二二メートルの地点
- エの地点 ウの地点から一五三度六分三三秒八一・四六メートルの地点
- オの地点 エの地点から五一度七分一七秒三八三・三〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から一五六度四分二四秒三七四・〇三メートルの地点
- キの地点 カの地点から九七度二七分三九秒一一二・六三メートルの地点
- クの地点 キの地点から一六七度二二分二四秒一七四・八一メートルの地点
- ケの地点 クの地点から二五五度二八分五二秒一一七・五一メートルの地点
- コの地点 ケの地点から一六七度三一分一二秒二四・四四メートルの地点
- サの地点 コの地点から二五二度五分八秒一八八・八六メートルの地点
- シの地点 サの地点から三四二度二七分七秒四二・五八メートルの地点

(三) 面積 二四七、〇二〇・七五平方メートル
三 埋立地の用途及び面積
ふ頭用地 約二二、六〇〇平方メートル
緑地 約四、一〇〇平方メートル
四 出願の年月日
令和六年五月九日

千葉県告示第三百六十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、かずさインキュベーションセンターに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年六月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 株式会社かずさアカデミアパーク 代表取締役 後藤建二	所在地 木更津市かずさ鎌足二丁目三番地九	委託期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
---	-------------------------	--------------------------------

議 会 告 示

千葉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和六年六月二十八日

千葉県議会議長 伊藤 昌弘

千葉県議会告示第二号

千葉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、千葉県議会議員(以下「議員」という。)が県に対し請負(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって千葉県議会(以下「議会」という。)の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。以下同じ。)における県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、千葉県議会議長(以下「議長」という。)に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
イ 請負の対象とする役務、物件等
ロ 契約締結日
ハ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
二 前号二に掲げる総額の合計額
2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。
(報告の一覧の作成及び公表)
第三条 議長は、前条第一項の規定による報告(同条第二項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告を含む。以下「報告等」という。)の一覧を作成し、公表しなければならない。
(報告等の保存及び閲覧)
第四条 報告等に係る書面は、議長において、第二条第一項の規定により報告すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告等に係る書面の閲覧を請求することができる。
(委任)
第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和六年七月一日から施行し、同年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年6月28日

千葉県病院局長 三 崎 新一朗

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 手術支援ロボット 一式

<p>(日) 令和6年6月28日</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期限 令和6年9月30日</p> <p>(4) 履行場所 千葉市中央区仁戸名町66番地2 千葉県がんセンター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県庁 電話043(223)3967</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年6月28日から7月18日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年8月8日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年8月8日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年8月9日午後2時 千葉県庁南庁舎8階病院局会議室</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県病院局財務規程(平成16年千葉県病院局管理規程第22号。以下「財務規程」という。)第135条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第126条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県病院局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年7月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年7月18日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県病院局長が判断した入札者であって、財務規程第140条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであって、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Surgical Robot (Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 8 August, 2024</p>
---	--

(日) 令和6年6月28日

令和6年6月28日

(3) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Chiba Prefectural Hospitals Bureau, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8665 Japan TEL 043-223-3967

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①定位放射線手術向け治療用放射線源 一式 ②千葉県循環器病センター事務局 市原市鶴舞 5 7 5 番地 ③令和 6 年 5 月 1 0 日 ④公益社団法人日本アソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目 2 8 番 4 5 号 ⑤ 7 3, 7 7 8, 1 0 0 円 ⑥随意契約 ⑦ ⑧ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) 第 1 1 条第 1 項第 1 号

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八